三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	高橋　信博

(2)　変更年月日
平成二十二年四月九日

○国土交通省告示第六百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
国土交通大臣　36
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
アウェイ建築評価ネット株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	井上　三雄
変更後	吉川　充

(2)　変更年月日
平成二十二年四月一日

○国土交通省告示第六百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
国土交通大臣　37
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認サービス
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	神谷　典良

(2)　変更年月日
平成二十二年四月一日

○国土交通省告示第六百三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
国土交通大臣　23
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人住宅金融普及協会
三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	高田　英生
変更後	池田　輝男

(2)　変更年月日
平成二十二年三月一日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	池田　輝男

(2)　変更年月日
平成二十二年三月一日
五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	仲野　誠二
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平年二十二年六月四日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千九十五号館林都市計画新住宅市街地開発事業板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業
三　事業施行期間　自平成六年十月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成六年建設省告示第二千九十五号、平成八年建設省告示第二百六十八号、平成十年建設省告示第九十四号、平成十八年関東地方整備局告示第百一号の事業地のうち群馬県邑楽郡板倉町朝日野一丁目、三丁目、四丁目、泉野二丁目及び三丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日　北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十八号